

酒類の販売数量等報告書の記載要領

- 1 酒類の販売業者は、この報告書に年間（４月１日～３月31日）分の販売数量を記載して、４月30日までに販売場の所轄税務署長に提出してください。
- 2 報告期間（自）及び報告期間（至）には、報告対象の会計年度の開始の年月日（令和〇年４月１日）及び終了の年月日（令和〇年３月31日分）を記載してください。
（注） 期限付酒類販売業免許に係る報告の場合には実際の販売期間を記載してください。
- 3 「卸売販売数量」欄の「対卸売業者」欄には、酒類の販売業者が、他の酒類製造者又は卸売業者に販売した数量を、「対小売業者」欄には、酒類の販売業者が、他の酒類小売業者に販売した数量を、それぞれ記載してください。
- 4 「小売販売数量」欄には、一般の消費者、菓子等製造業者又は酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場において飲用に供することを業としている者に販売した数量を記載してください。
- 5 「卸売販売数量」欄及び「小売販売数量」欄には、輸出した数量は含めず、販売先から返品を受けた数量を差し引いた数量を記載してください。
- 6 「３月末在庫数量」欄には、報告対象年度末の在庫数量（輸出用酒類の数量を含む。）を記載してください。

なお、酒税法施行令第54条の２第１号の規定により「酒類蔵置所設置報告書」を所轄税務署に提出している場合は、当該蔵置所の在庫数量を含めて記載してください。

- 7 数量の単位はリットル位（ただし、粉末酒はグラム位）とし、単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入してください。
- 8 「摘要（業態区分）G01」欄には、報告書提出日現在における販売場の業態に応じて、次の区分にしたがって、記載してください。

なお、製造業者及び卸売業者の場合には、「８」と記載してください。

１ 一般酒飯店（酒屋、酒類専門店等）、２ コンビニエンスストア、３ スーパーマーケット、４ 百貨店、５ １から４以外の量販店（ディスカウントストア等）、６ その他（業務用卸主体店）、７ その他（ホームセンター・ドラッグストア）、８ その他（その他）

例えば、ワイン専門店の場合は「１」と記載してください。

- 9 酒類の販売が輸出のみの場合は、「適用（業態区分）E03」欄に、「酒類の販売は輸出のみ」と記載し、在庫数量のみ記載してください。